

## 令和2年度独立行政法人都市再生機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人都市再生機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和2年度独立行政法人都市再生機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

なお、令和2年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大及び収束後の急激な社会経済状況の変化によって、調達環境の変化の見通しが困難な状況であることを踏まえ、調達環境にかかわらず急務となっている発注事務効率化の取組みに重点を置いた計画とする。

## 1 調達の現状と要因の分析

(1) 令和元年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は3,469件、契約金額は1,926億円であり件数、金額とも大きく減少している(件数は26.4%の減、金額は68.1%の減)。

このうち、競争性のある契約は2,852件、1,787億円(調達全体に占める割合は件数で82.2%、金額で92.8%)、競争性のない随意契約は、617件、139億円(調達全体に占める割合は件数で17.8%、金額で7.2%)となっている。

平成30年度と比較して、競争性のある契約の割合が件数、金額とも大きく減少している(件数は29.4%の減、金額は69.4%の減)要因は、主に前年度に契約実績のあった賃貸団地における小規模修繕工事や団地内一般清掃業務の契約がなかったことによるものである。(小規模修繕工事や団地内一般清掃業務は複数年契約であり、複数年ごとに調達を行う。)

また、競争性のない随意契約は、平成30年度と比較して金額が減少している(31.2%の減)が、主な要因は前年度に契約実績のあった大規模な新規の事務所の賃貸借契約がなかったことによるものである。

表1 令和元年度の調達全体像

(単位：件、億円)

	平成30年度		令和元年度		比較増▲減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	3,602 (76.4%)	5,710 (94.6%)	2,380 (68.6%)	1,572 (81.6%)	▲1,222 (▲34.0%)	▲4,138 (▲72.5%)
企画競争・公募	440 (9.3%)	121 (2.0%)	472 (13.6%)	216 (11.2%)	32 (7.3%)	95 (78.5%)
競争性のある契約(小計)	4,042 (85.8%)	5,831 (96.7%)	2,852 (82.2%)	1,787 (92.8%)	▲1,190 (▲29.4%)	▲4,043 (▲69.4%)
競争性のない随意契約	671 (14.2%)	202 (3.3%)	617 (17.8%)	139 (7.2%)	▲54 (▲8.0%)	▲64 (▲31.2%)
合計	4,713 (100%)	6,033 (100%)	3,469 (100%)	1,926 (100%)	▲1,244 (▲30.1%)	▲4,107 (▲68.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△ 減の ( ) 書きは、令和元年度の対平成30年度伸び率である。

(2) 令和元年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は571件、契約金額は722億円(調達全体に占める割合は件数で20.0%、金額で40.4%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きく減少している(件数は48.1%の減、金額は73.5%の減)が、これは主に前年度に契約実績のあった賃貸団地の小規模修繕工事において、発注件数の85.6%が一者応札となったことによる。

令和2年度の発注全般において下記2(2)のとおり取組を実施することで、一者応札・応募案件の競争性の確保に努めるものとする。

表2 令和元年度の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成30年度	令和元年度	比較増▲減
2者以上	件数	2,941 (72.8%)	2,281 (80.0%)	▲660 (▲22.4%)
	金額	3,110 (53.3%)	1,065 (59.6%)	▲2,045 (▲65.8%)
1者	件数	1,101 (27.2%)	571 (20.0%)	▲530 (▲48.1%)
	金額	2,721 (46.7%)	722 (40.4%)	1,999 (▲73.5%)
合計	件数	4,042 (100%)	2,852 (100%)	▲1,190 (▲29.4%)
	金額	5,831 (100%)	1,787 (100%)	▲4,043 (▲69.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増▲減の ( ) 書きは、令和元年度の対平成30年度伸び率である。

## 2 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標等)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記案件について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 発注の効率化に係る取組【当該取組の結果実現された実施量、実施状況等】

競争性の確保を前提としつつ、以下の取組等を実施することで、受発注者双方の事務負担を軽減し、発注事務の効率化を目指す。また、取組の実施後は、事務負担がどの程度軽減できたかについて数値的検証を実施するとともに、コスト削減や落札率等を含め効果検証を行う。

- ・今後の年間発注件数の増加が見込まれる賃貸住宅保全工事において、効率的に工事発注を実施するため、急激な社会経済状況の変化に伴う受注業者の動向を踏まえながら、複数工事を一括して発注する大括り化に積極的に取り組む。令和2年度は、主に外壁修繕工事を対象とした複数工事を一括して発注する大括り化を50件実施し、事業者の申込事務に係る負担の軽減とともに、発注者の工事発注事務手続の負担を

軽減し、発注事務の効率化を図る。

- ・機構支援業務の総合評価方式による発注手続における、同時期に発注する審査を共通化できる複数案件の技術提案を一括して審査する評価方式について、令和2年度についても、昨年度の試行実施の結果等を踏まえながら、対象案件を精査の上、一括審査案件の発注を行う。これにより、事業者の申込事務に係る負担が軽減されるとともに、同一の技術提案による評価結果を複数の業務に利用することで、発注事務手続（技術審査・評価）の効率化を図る。
- ・賃貸住宅保全工事の総合評価方式による発注手続において、前年度試行実施を行い一定の効果が得られた施工計画に係る提案を求めず、企業及び配置予定技術者の実績を重視した評価方式（以下「施工能力評価型」という。）の適用を引き続き実施する。

令和2年度は、技術的工夫の余地が小さく、施工計画に差が出にくいと機構が判断する工事について、施行能力評価型による15件の工事発注を目指す。これにより、事業者の施工計画に係る提案資料作成の負担の軽減とともに、発注者の審査に係る事務負担を軽減し、発注事務手続の効率化を図る。

- ・電子入札の適用について、情報セキュリティの状況を確認しつつ、これまで対象ではなかった指名競争入札のコンサルタント業務にも適用を拡大し、応札者の人件費、事務コストを減少させることで、調達コストの削減につなげるとともに、調達に要する事務負担の軽減及び業務の効率化を図る。これにより、競争参加希望者が容易に入札参加できる状況とし、競争性を高め、将来にわたってトータルコストが低減される環境の構築を図る。

## (2) 調達コストの削減及び競争性の確保等に係る取組【当該取組の結果実現された実施状況等】

### ① 調達コストの削減に資する取組

急激な社会経済状況の変化に伴う受注業者の動向を踏まえながら、引続きコスト削減の実現を目指す。また取組の実施後は検証を行い、更なるコスト削減に向けての取組を検討する。

### ② 競争性の確保等に係る取組

一者応札・応募が2回連続して発生した案件については、競争性の確保に関して構造的に課題があるものとして認識することとし、競争参加者を増加させるための環境改善についてより一層取り組む。

具体的には、事業者や関係する業界団体へのヒアリングの実施等、市場分析を行い、一者応札となった原因の検証及び分析を行い、次回公募において講ずる実効的な改善策を検討・策定した上で、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」として整理して、ホームページにおいて公表する。

さらに、2回連続で一者応札・応募となった案件については、次回の契約手続に入る際に、各本部等に設置された契約審査会等において、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を踏まえた上記の改善策が講じられているかどうか等の検証を行う。ま

た、過年度の契約監視委員会において一者応札・応募の原因分析を行った結果、応札者の増加に一定の効果があると検証できた改善措置である周知方法・情報提供の改善・拡大及び資格要件の緩和等の導入や複数年契約の拡大等案件に応じた改善策の導入を検討する。

なお、数次の改善策を講じたにもかかわらず、連続して同一事業者による一者応札・応募が継続しているものについては、原因の分析と改善策の検証を踏まえ、対応策について検討する。

### (3) 品質等価格以外の要素に留意する取組【当該取組の実施状況】

公共工事等発注者として、以下の取組等を実施し、社会的責務を着実に果たす。

さらに、調達に要する事務コストを削減する取組や事業スケジュール遅延を回避するために入札不調・不落の発生を抑止する取組を推進する。

- ① いわゆる「担い手三法」（公共工物品質確保促進法、建設業法及び公共工事入札契約適正化法）に基づき、公共工物品質確保とその担い手確保を実現するため、元請業者が適切な施工体制を確保しているかの確認、市況に応じた予定価格の適正な設定、ダンピングの防止、及び社会保険未加入建設事業者を契約の相手方から排除する等の取組を引き続き実施する。
- ② 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等に対応し、調達の際にワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組を推進するため、全ての価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定する取組を引き続き実施する。
- ③ 工事調達において、フレックス工期制度（※受注者が工事着工時期を選択できる発注方式）や工事の発注予定情報の公表等、事業者間の競争を促進する制度の適用を推進することにより、技術者や職人の不足等による入札不調・不落の発生を抑制する。令和 2 年度においては、詳細な公募情報を追加で随時公表する取組（詳細情報随時追加）を発注計画の範囲内において、過去の実績を踏まえて概ね 120 件実施することによって応札勧奨に努める。

## 3 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標等）

### (1) 新たに締結する競争性のない随意契約に関する内部統制の確立【法人内における検証状況等】

競争性のない随意契約は、現在整理されている真にやむを得ないものについて、引き続き厳格な適用を行うこととするが、新たに競争性のない随意契約を締結する必要がある案件については、以下の手順を経る内部統制とする。

- ① 当該調達部門においては、競争性のない随意契約の必要性、適用条項等について整理し、経理資金部（契約監理）に対して協議を行う。
- ② 協議を受けた経理資金部においては、競争契約の可能性、競争性のない随意契約と

する理由の妥当性、適用条項の適否や過去との整合性等のほか、競争契約で調達する場合よりもコスト削減が実現されているか否かや、経営上得られる効果が大きいかな否か等も踏まえたところで総合的に随意契約とすることの可否について判断を行う。

- ③ 前記②に加え、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について改めて検証を行う。

なお、新たな競争性のない随意契約については、事後に監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会の場合で点検を受ける。

(2) 競争性のない随意契約を継続して締結する場合における内部統制の確立【当該取組の実施状況】

随意契約によることが真にやむを得ないものとして過去の契約監視委員会で整理されたものについて競争性のない随意契約を継続して締結する場合には、予定価格の作成に当たり、市場価格の把握や他者の見積りを活用すること等により、随意契約によるコスト低減要素を踏まえた積算を行う。

また、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性（前記コスト低減要素を踏まえた積算がなされているかどうか）についての検証を実施する。

(3) 契約手続ミス等不祥事の発生防止及び発生時の対応【当該取組の結果実現された実施量及び実施状況等】

契約手続ミス等不祥事の発生を確実に未然に防止するため、また、発生時には速やかに契約手続きに応じた必要な措置を講じるため、下記の取組を行う。

- ① 調達に関する規程集、マニュアル等の充実化を図る。
- ・ 関連法令、内規等を整理し製本した「契約ハンドブック」を年度末に更新し、翌年度版を作成する。作成の上は、各本部等の契約担当者に広く頒布する。
  - ・ イン트라ネットを活用した「基本マニュアル」及び「契約手続フロー」を随時更新し、利用者の意見や要望も反映しつつ、契約制度に関して疑問、質問が生じた際の「ポータルサイト」としての活用を推進する。
  - ・ 契約手続に関して判断を迷った場合に参照する「契約事例集」（前例集）を随時更新する。
  - ・ 不祥事が発生した場合には再発防止策等を前記に掲げるマニュアル、前例集等に反映させる。
- ② 不祥事等の発生を未然に防止するため、ビデオ講義等を活用しながら以下の研修を実施する。
- ・ 新規採用及び中途採用の全ての職員に対する機構の契約制度や発注者綱紀保持に関する基礎的な内容の研修。
  - ・ 新たに管理職に登用された全ての職員及び昇級した全ての職員に対するより専門的な発注者綱紀保持に関する研修。
  - ・ 発注・契約実務を担当している全ての職員に対する契約手続に関する具体的な事例

等を活用した実務的、実践的研修（発注・契約担当者研修）。

- ・発注担当部署の管理職等に対する公正取引委員会からの講師による入札談合等関与行為防止研修。なお、受講率 70%を目標とし、未受講者については、受講を個別に呼びかけ、在職期間における確実な受講を促進する。

上記の研修にあたっては、受講者への理解度テストやアンケート等により、理解度確認及び研修方法の効果測定を実施する。これにより、理解度が低い事項や判明した課題、受講者からの要望が多かった事項等を把握し、イントラネット等を活用したフォローアップや次回以降の研修での講義内容等に反映させ、更なる職員の理解度向上に努める。

- ③ 発注者綱紀保持に関する取組については、不祥事の発生が組織に与える影響を鑑み、全役職員が定期的に理解を深めることが必要であることから、上記②記載の研修に加え、eラーニングを活用した一問一答により、発注事務に係る情報の適切な管理、事業者との応接方法の適正化、規程抵触事実が発生した場合の対応方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法等を規定した「発注者綱紀保持規程」及び規程を実務に即して解説した「発注者綱紀保持マニュアル」の内容の周知徹底を図る。  
なお、正答率（正解回答者数／全回答者数）が低かった設問については、上記②記載の研修において重点的な説明の実施や再度 eラーニングを実施すること等のフォローアップを行うことでフォローアップ後の正答率が 75%を上回ることを目標とする。
- ④ 工事等の落札結果をモニタリングし、四半期ごとに開催する入札談合等不祥事を未然防止する目的で設置した工事落札率検証会議において、高落札率となった案件の中で 1 者応札や非落札者が全社辞退していること等、落札結果に特異な状況が認められる場合には入札談合等の不正の兆候がないかの確認をする。当該状況をイントラネットにより機構全体で情報共有することにより、不正行為の抑制につなげる。
- ⑤ 談合疑義案件が発生した場合は、「談合情報等対応マニュアル」に基づき、速やかに「公正入札調査委員会」を設置し、調査を行うとともに、公正取引委員会等への報告を行うこととする。調査の結果、談合の事実が認められた場合は、契約解除等必要な措置を講じるとともに、当該事実を改めて公正取引委員会等に通知する。談合疑義案件については、発生の都度、事例として蓄積し、以後の参考とする。

#### 4 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映する。

#### 5 推進体制

##### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理資金等担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化に取り組む。

総括責任者 経理資金等担当理事

副総括責任者 経営企画部長、経理資金部長、経理資金部次長、その他総括責任者が  
必要に応じて指定する本社部長等

メンバー 経理資金部契約監理課長・本社調達担当部門課長等

本計画の策定及び自己評価に当たっては、全役員によって構成される理事会に付議すること  
で意思決定を行うものとし、必要に応じて状況報告を行うこととする。

## (2) 契約監視委員会による点検

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価  
の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約の新規提案、2回  
連続一者応札・応募案件、一定の関係を有する法人の一者応札・応募案件及び公益法人  
に対する支出に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

## 6 その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、ホームページにて公表する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化  
計画の改定を行う。

また、契約相手方、契約金額、落札率、契約方式、随意契約によることとした理由等の  
契約締結結果情報を、ホームページで毎月公表する。

以 上